

業種別 下請代金法・下請ガイドライン説明会

業種別に下請代金支払遅延等防止法の概要及び違反事例と下請ガイドラインを解説します

本説明会では、業種毎の特性を考慮して、下請事業者の利益を保護し、取引の適正化を推進することを目的とする「下請代金支払遅延等防止法」の概要及び違反事例、下請事業者と親事業者の理想的な取引などを例示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）」を解説することにより、下請取引の適正化の推進を図ります。

下請ガイドラインが策定された15業種の親事業者又は下請事業者が属する組合、業界団体等からの申込に応じて弁護士、中小企業診断士などが出張して説明を行いますので、事務局あてにお問い合わせください。
※下請ガイドラインが策定されていない業種に属する企業に対しても一般的な説明を行うことが可能です。

ガイドライン策定業種（平成23年中に新規に策定される場合があります。）

①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④繊維、⑤情報通信機器、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設、⑨トラック運送、⑩建材・住宅設備、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・紙加工、⑮印刷

出張説明会開催イメージ

対 象：親事業者又は下請事業者が属する組合、業界団体等

※一企業からの申込はご遠慮いただいております。※グループ企業での申込は可能です。

実施期間：平成24年1月まで

説明内容：下請代金支払遅延等防止法の業種別ポイント解説、下請代金支払遅延等防止法の業種別違反事例解説、下請ガイドライン解説 など

説明時間：2時間程度

講 師：登録講師（弁護士、中小企業診断士など）

開催場所：相談に応じます

開催規模：概ね50名程度

開催費用：講師派遣、会場及びテキストに係る費用は無料です

個人でも参加できる説明会や講習会DVDの提供も実施しています。

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

F A X : 075-314-7130

京都府中小企業団体中央会 宛
(担当：金子)



「下請ガイドライン説明会」開催申込書

以下のとおり、「下請ガイドライン説明会」の開催を希望しますので連絡願います。

団体・企業名等	
所在地	〒
連絡担当者	役職・氏名
連絡先	TEL FAX E-mail
開催内容	希望業種、時期、参加予定者数など、わかる範囲でご記入ください。

お預かりした個人情報は、本事業に係るご連絡及び中央会事業のご案内の目的にのみ使用いたします。
無断で第三者に情報を提供することはありません。

下請ガイドラインをご存知ですか？

「下請ガイドライン」・・・親事業者（元請負人／荷主）・下請事業者（下請負人／下請）の“win-win”の関係を構築するため、各業界における問題事例やベストプラクティスなどを具体的に示しています。平成22年6月現在、以下の15業種について策定されております。

下請ガイドライン 15業種		素形材 	自動車 	産業機械・航空機等 	繊維
情報通信機器 	情報・ビジネスソフト 	広告 	建設 	トラック運送 	建材・住宅設備
放送コンテンツ 	鉄鋼 	化学 	紙・加工 	印刷 	

*下請ガイドライン一覧 <http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/guideline.htm> (下請かけこみ寺HP)